



No. 1 2 3 1

2025年 8月14日(木)
発行：浦安市職員組合
庁舎内線11091 FAX (304) 7205
kumiai-u@jcom.home.ne.jp

規約改正案の承認を求める全組合員投票を行います

2025年6月30日、浦安市職員組合定期総会において、組規約などの「重要事項」の決定手続の定めについて、地方公務員法に則り、より分かりやすく整備するための「規約改正案」が可決されました。（改正内容は以下を参照ください。職員組合ホームページ総会資料 議案8号にも記載しています。）今回、改正規約を施行するための手続として、全組合員の無記名投票を実施するものです。投票用紙は後日組合員の皆さまへ配布予定（投票期間は8月21日（木）～9月1日（月））です。

全組合員さんの投票をよろしくお願ひします。

浦安市職の規約改正の解説Q&A

Q. なぜ規約改正が必要なの？

A. きっかけは、公平委員会から規約の不備について指摘されたためです。今後も公平委員会登録の職員団体として交渉をしていくためには、規約の改正が必要です。

Q. 何が不備として指摘されたの？

A. 重要事項についての議決手続が、地方公務員法の求める形式になっていないとの指摘です。地公法53条では、「すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される」とあり、浦安市職員組合の規約ではそれにあたる部分が「組合員の3分の2を超える者の出席する総会において、直接無記名投票により出席者の4分の3以上」となっていました。

総組合員に対する人数としては、全組合員の過半数で同じですが、手順が全組合員の直接無記名投票とはなっていないため、規約の25条の2について改正が必要でした。

Q. 15条の改定の趣旨は？

A. 重要議決の議決手続について定めた規約25条に関連して、総会議案を定める規約15条(2)から重要事項にはあたらぬ「規則」を除外しました。「規則」は規約に基づいて、「職場委員会」で定めれば良いものです。

Q. 総会で承認されたのに、なぜ投票があるの？

A. 総会で承認されたうえで、全組合員の直接無記名投票で過半数以上の賛成を得て、規約の改定が確定されるからです。

【地方公務員法】

(職員団体の登録)

第53条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実には、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実には、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

(略)

(交渉)

第55条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

浦安市職員組合 定期総会（6/30）で承認された規約改正の内容

【議案8号】 浦安市職員組合同規約の一部改定について

浦安市職員組合同規約（昭和60年6月12日施行）の一部を次のように改正する。

（改定内容）

1.第15条の（2）について

現行 （2）規約及び規則の制定改廃に関すること。

改定案 「及び規則」を削除し、「（2）規約の制定改廃に関すること。」と改定する。

新旧対照表（第15条）

改 正 前	第15条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 組合の解散決議ならびに解散手続きに関すること。 (2) 規約及び規則の制定改廃に関すること。 (3) 他の職員団体と連合体の結成加盟、または脱退に関すること。 (4) 運動方針に関すること。 (5) 予算及び決算に関すること。 (6) その他執行委員長が重要と認めたこと。
改 正 後	第15条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) *上記に同文 (2) 規約の制定改廃に関すること。 (3) *上記に同文 (4) *上記に同文 (5) *上記に同文 (6) *上記に同文

2.第25条、第2項について

現行 2 前項の規定にかかわらず、第18条第1号から第3号までの事項の決定については、「組合員の3分の2を超える者の出席する総会において、直接無記名投票により出席者の4分の3以上」の部分~~を~~削除し、次のとおり改定する。

改定案「2 前項の規定にかかわらず、第18条第1号から第3号までの事項の決定については、**すべての組合員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数の賛成を必要とする。**」と改定する。

新旧対照表（第25条）

改 正 前	第25条 総会、職場委員会及び執行委員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 2 前項の規定にかかわらず、第18条第1号から第3号までの事項の決定については、 <u>組合員の3分の2を超える者の出席する総会において、直接無記名投票により出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。</u>
改 正 後	第25条 *上記に同文 2 前項の規定にかかわらず、第18条第1号から第3号までの事項の決定については、 すべての組合員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数の賛成を必要とする。

3. 附 則 この規約は2025年9月2日から施行する。

なお、施行日は全組合員による無記名投票により承認された日とします。